

人事訴訟・家事事件（１）

第１ 人事訴訟

１ インターネットを用いてする申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

人事訴訟に関する手続における申立てその他の申述（以下「申立て等」という。）については、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとするものについて、どのように考えるか。

(説明)

現行法上、人事訴訟に関する手続におけるインターネットを用いてする申立て等に関する規律は、現行民訴法第132条の10と同様であり、申立て等のうち、書面等をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするものについては、最高裁判所規則で定めるところにより、インターネットを用いてできるとされている。

民事訴訟手続のIT化においては、全ての裁判所に対する申立て等を一般的にインターネットを用いてすることを可能とすることとされており、人事訴訟に関する手続においても、全ての裁判所に対する申立て等を一般的にインターネットを用いてすることを可能とすることを検討することが考えられる。

なお、ここでいう申立て等は、現行民訴法第132条の10における「申立て等」と同じく、申立てその他の申述であり、裁判所（裁判所書記官等を含む。）に対する当事者その他の者の陳述をいい、例えば、証拠調べや事実の調査のためにされる書面の提出はこれに含まれない。そのため、家庭裁判所調査官が事実の調査の結果を報告する調査報告書（人訴法第34条第3項）もこれに含まれない。また、裁判官や裁判所書記官が作成するものも含まれないと解される。なお、裁判書等や家庭裁判所調査官の調査報告書を電磁的記録によって作成することについては、後記3で検討することとしている。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

人事訴訟に関する手続において、一定の者については、申立て等をするには、インターネットを用いてしなければならないものとするものについて、どのように考えるか。

例えば、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなけ

ればならない者については、人事訴訟に関する手続においても、インターネットを用いてしなければならないものとする事について、どのように考えるか。

(説明)

1 問題の所在

申立て等がインターネットを用いてされることにより、関係者間等における情報のやり取りが円滑化・効率化されることが期待される。また、事件記録を電子化する場合には、インターネットを用いてされた申立て等については、当該申立て等に係る事件記録は自動的に電子化されることとなるが、このことは、手続の迅速化・効率化につながるものと考えられる。

このようなメリットを最大化する観点からは、可能な限り多くの申立て等がインターネットを用いてされることが望ましい。一方で、インターネットを用いた申立て等を義務付けることについては、その必要性及び許容性についての検討が必要となる。

2 インターネットを用いてする申立て等の義務付けの範囲

民事訴訟手続のIT化においては、委任を受けた訴訟代理人等については、申立て等はインターネットを用いてしなければならないとされた(民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する要綱第1部・第1の3)。これは、これらの者は職務として民事訴訟手続に関与するものであるから、手続の迅速化・効率化に率先して取り組むことを期待することができ、また、一般に、インターネットを用いた申立て等に対応する能力を十分に有していると考えられたこと等による。

人事訴訟に関する手続において、委任を受けた訴訟代理人についても、これと同様とすることが考えられる。

なお、民事訴訟手続のIT化においては、インターネットを用いて申立て等を行わなければならないとされた者についても、裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由によりインターネットを用いた申立て等を行うことができない場合には、書面等による申立て等を行うことができることとされており、人事訴訟に関する手続においても、同様に扱うことが考えられる。

もともと、人事訴訟手続は、調停前置主義がとられているなど、家事事件手続との連続性が問題になるため(家事法第257条)、仮に、家事事件手続において、インターネットを用いてする申立て等の義務付けの範囲に関し、民事訴訟手続と異なる規律とする場合には、人事訴訟手続においても、家事事件手続と同様の規律とするかどうかなどについて、別途検討することが考えられる。

2 訴訟記録の電子化

人事訴訟の訴訟記録を電子化するために、(民事訴訟手続と同様に、) 次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

- ① 申立て等が書面により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイル(裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル)に記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、人事訴訟に関する手続において、裁判所に提出された書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

(注) 人事訴訟法第33条以下の事実の調査に係る書面・電磁的記録を記録した記録媒体を当事者や第三者が提出した場合についても、前記②の規律と同じ規律とすることについて、どのように考えるか。

(説明)

1 訴訟記録の電子化(本文)

現行法の下では、人事訴訟の訴訟記録は、紙媒体で管理され、保管されている。

民事訴訟手続については、訴訟記録を電子化するために本文①及び②の規律を設けることとしており(「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する要綱」第1部・第1の2)、人事訴訟手続についても、これと同様の規律とすることが考えられる。

なお、本文は、一定の場合に書面等による申立て等が残ることを前提としている。

また、電子化された訴訟記録の閲覧等に関する規律については、後記6で検討することとしている。

2 事実の調査に係る書面等(注)

人事訴訟の訴訟記録のうち事実の調査に係る部分は、当事者等が閲覧をするには裁判所の許可を要するなど、別途の扱いがされている(現行人訴法35条以下参照)。そのため、事実の調査に係る書面等については、記録の電子化のメリット・デメリットについて、訴訟記録一般とは異なる考慮を要することも考えられ、別に検討をする必要がある。この問題については、家事事件の記録の電子化と併せて検討をすることが考えられる。

3 裁判書、調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書などについて、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を作成するものとするところについて、どのように考えるか。

(注) 家庭裁判所調査官の調査報告書についても書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を作成するものとするところについて、どのように考えるか。

(説明)

1 裁判書等 (本文)

民事訴訟法 (IT化関係) 等の改正に関する要綱では、裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書については、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を作成するものとするところとしているが、人事訴訟手続においても、同様にすることが考えられる。

2 家庭裁判所調査官の報告書 (注)

人事訴訟手続においては、家庭裁判所調査官が事実の調査の結果を書面で報告する場合があるが (人訴法第34条第3項)、これについても、電磁的記録を作成するものとする考えられる。ただし、事実の調査に係る部分は、当事者等が閲覧をするには裁判所の許可を要するなど、別途の扱いがされている (現行人訴法第35条参照) ことに注意を要する。

4 審問の期日におけるウェブ会議・電話会議の利用

家庭裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議・電話会議の方法によって、人訴法第33条第4項所定の審問の期日における手続を行うことができることとするところについて、どのように考えるか。

(説明)

1 審問期日

現行人訴法第33条第4項所定の審問の期日 (事実の調査として当事者の意見を聴くための審問の期日) については、現行人訴法には、これをウェブ会議・電話会議を用いてすることを可能とする明文の規定はない。

他方で、この審問期日は、家事審判事件における審問の期日と同様の性格を有していると考えられるが、家事事件手続では、現行法上、ウェブ会議・電話会議を用いて審

問の期日を実施することは可能である（家事法第54条）。そこで、同様に、ウェブ会議・電話会議の方法によりこれを行うことができるということが考えられる。

なお、この審問は、他の当事者が立ち会うことができるものであり、ウェブ会議によることを原則とした上で、原則として、電話会議によることができないこととするとの意見も考えられる。

2 口頭弁論期日、審尋期日及び弁論準備手続期日

令和4年の通常国会に提出された民事訴訟法等の一部を改正する法律案においては、民事訴訟の口頭弁論や審尋の期日におけるウェブ会議・電話会議の利用に関する規律を導入するなどしているが、これらの規律は、人事訴訟にも適用されるので、人事訴訟のこれらの期日においても、ウェブ会議・電話会議の利用が実現することとなる。また、同法律案による改正後の弁論準備手続期日の規律も、人事訴訟に適用される。

5 和解

和解又は請求の放棄若しくは認諾を記載した調書は、送達しなければならないものとすることについて、どのように考えるか。

(説明)

離婚の訴えに係る訴訟においては和解又は請求の放棄若しくは認諾をすることができる（人訴法第37条）、現行人訴法には、成立した和解調書を当事者に送達しなければならないとの規定はなく、当事者の送達申請によって送達することができる。

民事訴訟手続では、和解調書について当事者からの送達申請によらずに送達しなければならないものとしてされており（民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱第1部・第9の2）、人事訴訟手続においても、同様の規律とすることも考えられる。

なお、令和4年の通常国会に提出された民事訴訟法等の一部を改正する法律案においては、離婚訴訟においてウェブ会議を利用して和解により離婚を成立させること及び請求の認諾を可能とする規律を導入することとされた（離縁の訴えに係る訴訟における和解等について準用）。

6 記録の閲覧等

(1) 電子化した訴訟記録の閲覧等

電子化した訴訟記録の閲覧等に関し、次の規律を設けるものとする¹ことについて、どのように考えるか。

- ① 何人も、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電子化した訴訟記録の閲覧を請求することができる。

- ② 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、電子化した訴訟記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、複写（ダウンロード）及び事件に関する事項を証明する文書又は電磁的記録の交付の請求をすることができる。

(注) 民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱における規律と同様に、電子化した訴訟記録の閲覧等に関し、最高裁判所規則において、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

- ① 何人も、裁判所設置端末を用いた閲覧を請求することができる。
- ② 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ③ 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(2) 事実の調査に係る部分の閲覧等

訴訟記録中事実の調査に係る部分の閲覧等については、(1)の規律にかかわらず、閲覧等の主体及び裁判所の許可に係る現行人訴法第35条の規律を基本的に維持し、電子化した訴訟記録については、当事者又は利害関係を有する者は、裁判所の許可を得て、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）及び事件に関する事項を証明する文書又は電磁的記録の交付の請求をすることができるものとする事について、どのように考えるか。

(注) 民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱における規律と同様に、事実の調査に係る部分の閲覧等につき、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

- ① 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(説明)

1 電子化した訴訟記録（事実調査部分を除く）の閲覧等（本文(1)及び(注)）

人事訴訟手続における訴訟記録（事実調査部分を除く）の閲覧等については、現行法上、民訴法が適用され、同法第91条及び第92条の規定によっている。人事訴訟手続においても訴訟記録の電子化（前記2）に伴い、民事訴訟手続のIT化と同様に、最高裁判所規則で定めるところによる閲覧、複写（ダウンロード）及び事件に関する事項を証明する文書又は電磁的記録の交付の請求を可能とすることが考えられる（本文(1)）。

閲覧等の具体的な内容について、民事訴訟手続のIT化においては、訴訟記録の閲覧等の具体的な方法は最高裁判所規則で定められることを前提としつつ、最高裁判所規則において、①何人も、裁判所に設置された端末を用いた閲覧を請求することができること、②当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所に設置された端末及び裁判所外の端末を用いた閲覧又は複写を請求することができること、③当事者は、事件の係属中いつでも裁判所外の端末を用いた閲覧又は複写をすることができることを内容とする規律を設けることとされている（「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱」第1部・第10の1（注））。民事訴訟手続においても、これと同様の規律とするものとするのが考えられる（本文(1)の（注））。

2 事実調査部分の閲覧等（本文(2)及び（注））

(1) 裁判所の許可

民事訴訟の訴訟記録のうち、附帯処分等の審理のためになされる事実の調査に係る部分（事実調査部分）の閲覧等については、現行法上、裁判所の許可を要するものとされており、その主体は、当事者及び利害関係を有する第三者に限定されている（人訴法第35条）。これは、事実の調査は、性質上人間関係の機微に触れる事柄も多く、閲覧等を通じて他に知られることによって関係者の人間関係や、ひいては子の福祉に反する事態が生じるおそれ、また、後に記録の閲覧等がされることをおそれて関係者が事実の調査に対する協力を躊躇するおそれがあるため、閲覧等について一般の訴訟記録より慎重な考慮が必要とされるからであるとされる。

民事訴訟手続の訴訟記録については、事実調査部分を含めその電子化を検討しているが（前記2、3参照）、上記の趣旨からすれば、電子化した訴訟記録一般について、本文(1)及び（注）の規律が導入されたとしても、事実調査部分については裁判所の許可を得た上で閲覧等を行うことができるとの規律を維持することが考えられる。

(2) 電子化した事実調査部分の訴訟記録の閲覧等の方法

前記のとおり、民事訴訟手続のIT化においては、電子化された訴訟記録の閲覧等について、具体的には、最高裁判所規則において、①何人も、裁判所設置端末を用いた閲覧を請求することができ、②当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができ、③当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができるという内容の規律を設けるものとするのが想定されている。

民事訴訟手続における事実調査部分の記録については、当事者及び利害関係を有する第三者の閲覧等の方法について、上記②と同様、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができることとするのが考えられるが、上記

③のいつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧等を行うことができることとするについては、閲覧等に裁判所の許可を要することとの関係を検討する必要がある。

7 送達等

(1) 電磁的記録の送達

電磁的記録の送達について、民事訴訟手続と同様の規律とすることについて、どのように考えるか。

(2) 公示送達

公示送達について、民事訴訟手続と同様の規律とすることについて、どのように考えるか。

(説明)

1 電磁的記録の送達 (本文(1))

民事訴訟法 (IT化関係) 等の改正に関する要綱では、送達の対象が電磁的記録である場合には、①その記録に記録されている事項を出力することにより作成した書面を送達することに加え、②受送達者がシステム送達を受ける旨の届出 (メールアドレス等の連絡先の届出を含む。) をした場合には、裁判所書記官が、送達すべき電磁的記録を受送達者において閲覧及び保存 (ダウンロード) を可能とする措置をした上で、その連絡先に宛ててその旨を通知する方法により送達を可能とするものとしている。

上記②の方法による送達の効力は、受送達者において、イ) 当該電磁的記録を閲覧した時、ロ) 保存 (ダウンロード) した時、又は、ハ) 通知から一定の期間を経過した時に生じる。

人事訴訟手続においても、基本的には、上記の仕組みと同様とすることが考えられる。

2 公示送達 (本文(2))

公示送達については、インターネットを利用した方法によることとしている民事訴訟法 (IT化関係) 等の改正に関する要綱と同様の規律とすることが考えられる。

なお、公示送達においてインターネットを利用して表示する情報について、特に人事訴訟手続においてはプライバシーに配慮する必要があるとの意見も考えられ、実際の方法について検討することも考えられる。

8 その他

(注) 書証、証人尋問及びその他の証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律

とすることについて、どのように考えるか。

(説明)

書証、証人尋問及びその他の証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律とすることが考えられる。民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱では、例えば、電磁的記録の証拠調べにおいては、その記録を裁判所のファイルにアップロードする方法をとることを認めているが、人事訴訟手続においても、記録を電子化し、ファイルを整備するのであれば、この方法をとることも可能となる。

第2 家事事件

1 インターネットを用いてする申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

家事事件の手続における申立て等については、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとするについて、どのように考えるか。

(説明)

現行法上、家事事件の手続におけるインターネットを用いてする申立て等に関する規律は、現行民訴法第132条の10と同様であり、家事事件の手続における申立て等のうち、書面等をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするものについては、最高裁判所規則で定めるところにより、インターネットを用いてすることができることとされている（家事法第38条）。

民事訴訟手続のIT化においては、全ての裁判所に対する申立て等について、一般的にインターネットを用いてすることができることとされており（「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱」第1部・第1の1）、家事事件の手続についても、これと同様に、全ての裁判所に対する申立て等について、一般的にインターネットを用いてすることを可能とすることが考えられる。

なお、家事事件の手続における「申立て等」としては、例えば、家事審判の申立て（家事法第49条）や家事調停の申立て（同法第255条）のほか、後見の事務の報告書や財産目録の提出（民法第863条第1項参照）も「その他の申述」として「申立て等」に含まれるものと考えられる。

他方で、裁判所、裁判官や裁判所書記官が作成するものは含まれず、家庭裁判所調査官が事実の調査の結果を報告する調査報告書（家事法第58条第3項）もこれに含まれないと解されるが、これらを電磁的記録によって作成することについては、後記3で検討することとしている。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

家事事件の手續において、一定の者については、申立て等をするには、インターネットを用いてしなければならないものとする事について、どのように考えるか。

例えば、民事訴訟手續においてインターネットを用いて申立て等をしてしなければならない者については、家事事件の手續においても、インターネットを用いてしなければならないものとする事について、どのように考えるか。

(説明)

1 問題の所在

申立て等がインターネットを用いてされることにより、関係者間等における情報のやりとりが円滑化・効率化されることが期待される。また、事件記録を電子化する場合には、インターネットを用いてされた申立て等については、当該申立て等に係る事件記録は自動的に電子化されることとなるが、このことは、手續の迅速化・効率化につながるものと考えられる。

このようなメリットを最大化する観点からは、可能な限り多くの申立て等がインターネットを用いてされることが望ましい。一方で、これを法令により義務付けることについては、その必要性及び許容性についての検討が必要となる。

2 インターネットを用いてする申立て等の義務付けの範囲

(1) 民事訴訟手續においてインターネットを用いて申立等をしてしなければならない者(本文)

民事訴訟手續のIT化においては、委任を受けた訴訟代理人等については、申立て等はインターネットを用いてしなければならないとされた(民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する要綱第1部・第1の3)。これは、これらの者は職務として民事訴訟手續に関与するものであるから、手續の迅速化・効率化に率先して取り組むことを期待することができ、また、一般に、インターネットを用いた申立て等に対応する能力を十分に有していると考えられたこと等による。

家事事件手續において、委任を受けた手續代理人についても、これと同様とすることが考えられる。

なお、民事訴訟手續のIT化においては、インターネットを用いて申立て等をしてしなければならないとされた者についても、裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由によりインターネットを用いた申立て等をする事ができない場合には、書面等による申立て等をする事ができることと

されており、家事事件手続においても、同様に扱うことが考えられる。

(2) 家事事件手続によって裁判所が選任した者

家事事件手続によって裁判所が選任した者、例えば、成年後見人、保佐人及び補助人、さらには未成年後見人のほか、相続財産管理人及び不在者財産管理人等が当該手続に係る家事事件手続において裁判所に申立て等をする場合について、申立て等をインターネットによることを義務付けるかどうかにつき検討するとの意見も考えられる。

もつとも、例えば、成年後見人等には、親族や市民後見人など、法律専門職ではない者が選任されるケースも多く、これらの者に申立て等をインターネットによることを義務付けることは困難であると考えられ、裁判所が選任した成年後見人等について、法律上、インターネットを用いて申立て等をするを義務付けることとする場合には、その正当化等の理由等をどのように考えるのかなどにつき検討する必要があるように思われる。

2 事件記録の電子化

① 家事事件の手続の記録を電子化するために、(民事訴訟手続と同様に、) 次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

a 申立て等が書面により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイル(裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル)に記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

b aの申立て等に係る書面等のほか、家事事件の手続において、裁判所に提出された書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

② 上記の各規律を前提としつつも、家事事件の手続の特性を踏まえた電子化の例外に関する規律を設けることについて、どのように考えるか。

(説明)

家事事件においては、民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する要綱を踏まえ、事件記録を電子化するために、本文①a及びbの規律を設けることを前提とするとしても、家事事件の手続の特性を踏まえた電子化の例外を設けるべきとの意見も考えられる。

例えば、特に単発的な申請・許可型の事件(典型例としては、子の氏の変更についての許可の申立て、相続放棄の申述など)は、申立人等の当事者や第三者から記録の閲覧等の

申請がされるケースが少なく、インターネットを利用して事件記録にアクセスするニーズは乏しいのではないかとの観点から、そのような一定の事件については、当事者等から提出された書面を必要的に電子化することとはしないものとする意見も考えられる。

また、そもそも、家事事件においては、民事訴訟等と異なり、その閲覧等を行うことができる者の範囲は、当事者及び利害関係を有する者に限られるし、その閲覧等を行うには、裁判所の許可を要することとされている。裁判所の許可を要することとされているのは、事件記録が当事者等に閲覧等されることによる弊害が生じることを防止するものであるが、このことについては、電子化を考える際にも考慮する必要があるのか検討することが考えられる。

なお、当事者等がインターネットを用いて申立て等を行うことで、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録した電子データは、そのまま事件記録となることを前提としている（もっとも、このことについても、前記のとおり閲覧等につき裁判所の許可を要することとされていることとの関係を整理する必要があるように思われる。）。

3 裁判書、調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書などについて、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を作成するものとするについて、どのように考えるか。

(注) 家庭裁判所調査官の調査報告書等についても書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を作成するものとするについて、どのように考えるか。

(説明)

1 裁判書等

民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱では、裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書については、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を作成するものとするとしているが、家事事件の手續においても、同様にすることが考えられる。

また、この検討に際しては、申立書等の電子化について一定の例外を設けるかどうかの関係も問題になると思われるが（本文2②参照）、例外的に申立書等の電子化をしないケースを設けるとしても、裁判書等については全て電磁的記録で作成するとの考え方もあると思われる。

2 家庭裁判所調査官の調査報告書

家事事件手續においては、家庭裁判所調査官が事実の調査の結果を書面で報告する

場合があるが（家事法第58条第3項）、これについても、電磁的記録を作成するもの
とすることが考えられる。

4 期日におけるウェブ会議・電話会議の利用

いわゆる遠隔地要件を削除し、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、家庭裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、家事事件の手続の期日における手続（証拠調べを除く。）を行うことができるものとする
ことについて、どのように考えるか。

（注1）現行法を改正し、他の当事者が立ち会うことができる家事事件の審問期日はウェブ会議による実施を原則とし、電話会議による実施を原則として認めないこととすべきとの考え方について、どのように考えるか。

（注2）参与員や家庭裁判所調査官、裁判所技官からウェブ会議・電話会議を利用して期日において意見を聴取することができるものとするにつき、どのように考えるか。

（説明）

1 遠隔地要件の廃止（本文）

現行の家事法第54条は、当事者が遠隔地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者双方が現実に出頭していない場合でも、ウェブ会議・電話会議を用いて家事事件の手続の期日における手続（証拠調べを除く。）をすることができる」と規定している。なお、民訴法では、口頭弁論期日、弁論準備手続期日などといった期日の種類ごとにウェブ会議・電話会議の規定を置いているが、家事事件では、前記のとおり証拠調べを除き、期日一般につき規定を置いている。

民事訴訟手続のIT化において、ウェブ会議・電話会議によって期日における手続を行う際の要件については、遠隔地の要件を削除することとされており、家事事件においても同様の規律とすることが考えられる。

2 審問の期日（注1）

現行法では、他の当事者が立ち会うことができる事実の調査としての審問の期日（家事法第69条）においても、電話会議による実施が認められている。この点について、他の当事者が立ち会うことができる場合にはウェブ会議による実施を原則とし、電話会議による実施を原則として認めないこととすべきとの意見も考えられるが、現行法を改正する必要性等を検討する必要があると思われる（注1）。

3 意見聴取の方法等（注2）

家事事件では、参与員や家庭裁判所調査官、裁判所技官が期日に立ち会って意見を述べることもあるが（家事法第40条、第59条及び第60条第2項）、これをウェブ会議・電話会議を利用してすることができるものとするとも考えられる。民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱第1部・第5の4でも、専門委員について、期日において、ウェブ会議・電話会議を利用して説明をすることができることとされている。

なお、家事事件では、調停委員会を組織していない家事調停委員から意見の聴取をすることができる（家事法第264条第1項）、この意見聴取もウェブ会議・電話会議を利用してすることができるものとするとも考えられる。もっとも、この意見の聴取の方法については、調停委員会に出席して意見を述べることとされているが（同条第3項）、期日においてすることが必要とはされておらず、ウェブ会議・電話会議の利用については解釈に委ねるものとも考えられる。

5 調停の成立

(1) 当事者双方が受諾書を提出する方法による調停

当事者双方が出頭することが困難であると認められる場合において、当事者双方があらかじめ調停委員会（裁判官のみで家事調停の手続を行う場合にあっては、その裁判官）から調停が成立すべき日時を定めて提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出し、その日時が経過したときは、その日時に、当事者間に合意が成立したものとみなすものとするについて、どのように考えるか。

(2) 調停調書の送達

調停における合意を記載した調書は、送達しなければならないものとするについて、どのように考えるか。

（説明）

1 当事者双方が受諾書を提出する方法による調停（本文(1)）

令和4年の通常国会に提出された民事訴訟法等の一部を改正する法律案においては、離婚調停においてウェブ会議を利用して調停により離婚又は離縁を成立させることを可能とする規律を導入することとされた。

他方で、現行家事法第270条第1項は、現行民訴法第264条における受諾和解と同様、当事者の一方が出頭することが困難な場合の調停条項案の書面による受諾に関する規律を置いているが、当事者双方が出頭することが困難な場合には、この方法により調停を成立させることができない。

民事訴訟手続のIT化においては、当事者双方が不出頭の場合の受諾和解に関する規律を設けることとされており（民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱第1部・第9の2）、家事事件においても同様の規律を設けるものとする考えられる。

なお、現行の規律と同様に、調停委員会が当事者の真意を確認することを前提としている（家事規則第131条第2項参照）。

2 調停調書の送達（本文(2)）

現行家事法には、成立した調停調書を当事者に送達しなければならないとの規定はなく、当事者の送達申請によって送達することができる。

民事訴訟手続では、和解調書について当事者からの送達申請によらずに送達しなければならないものとする事とされており（民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱第1部・第9の2）、家事事件の手続における成立した調停調書についても、同様の規律とする事とも考えられる。

6 記録の閲覧等

① 閲覧等について裁判所の許可を要する現行家事法第47条及び第254条の規律を基本的に維持し、電子化した事件記録については、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）及び事件に関する事項を証明する文書又は電磁的記録の交付の請求をすることができるものとする事について、どのように考えるか。

② 上記①の規律を前提としつつも、一定のケースにつき裁判所の許可を不要とする規律を設ける事について、どのように考えるか。

（注）民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱における規律と同様に、次のような規律を設ける事について、どのように考えるか。

① 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。

② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

（説明）

1 裁判所の許可の要否等（本文）について

(1) 裁判所の許可の要否（本文①）について

現行家事法上、事件記録の閲覧には、裁判所の許可を要するものとされており、その主体は、当事者及び利害関係を有する第三者である（家事法第47条、第25

4条)。これは、家事事件の記録には、手続に係る者のプライバシーに関わる情報が含まれているため、その秘密を保持する必要があること、加えて、家事調停事件においては、他方当事者を感情的に非難する書面等が含まれることがあり、当事者であっても原則として閲覧等が許可されるとすると、当事者の感情をいたずらに刺激し、円満かつ自主的な話し合いという調停手続の機能を損なうおそれがあるとの観点からとされている。

家事事件の手続の事件記録については、その電子化を検討しているが（前記2及び3参照）、上記の趣旨からすれば、基本的には、裁判所の許可を得た上で閲覧等を行うことができるとの規律を維持することが考えられる。

なお、現行法の下では、当事者等は、閲覧等をしようとするごとに、閲覧等請求をし、その請求ごとに、裁判所が許可を判断していると解される。

(2) 裁判所の許可の例外（本文②）について

ア 現行法の下では、当事者等は、閲覧等をしようとするごとに、その対象を特定して閲覧等請求をし、その請求ごとに、裁判所が許可を判断していると解されるが、(注)のとおり、民事訴訟手続のIT化においては、当事者は、電磁的訴訟記録については、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写を行うことができることを念頭に置くこととすると、その許可の在り方につきなんらかの例外を設けるのかについて検討することも考えられる。

イ 例えば、当事者が自ら提出した書面等の内容を確認する際には、特段、裁判所の許可を得ることなく、これを閲覧等することを認めても差し支えなく、裁判所の許可を不要とすべきではないかとの意見も考えられる。

ウ また、家事事件のうち、離婚調停や、遺産分割事件など対立する当事者が想定される事件において、当事者双方に手続代理人が選任されている場合などには、民事訴訟と同様に、一方の当事者が裁判所に書面等を提出するとともに、他方の当事者に事前にその書面等を直接送付することもあると解される。そこで、このようなケースを念頭に、例えば、一方の当事者が裁判所に書面等を提出するとともに、その提出がされたことを他方の当事者に連絡をし、その他方の当事者にその書面等を適時に閲覧等させるといったことを実現するために、こういったケースでは、閲覧等の許可の例外を認めるべきではないかとの意見も考えられる。

エ 以上のほかにも、裁判所の許可の例外を広く認めるべきかどうかの問題となるといった意見もあるように思われる。もっとも、以上は、当事者等は、閲覧等をしようとするごとに、閲覧等請求をし、その請求ごとに、裁判所が許可を判断することを念頭に置いたものであるが、そもそも、許可の在り方につき、これまでと同様に考えるべきかどうか、例えば、請求がある前に、事前に許可を与えることができるのかといったことや、そもそも、記録の電子化と閲覧等に裁判所の許可

を要することとの関係につきどのように整理するのか（例えば、事件記録の電子化の例外の規律において、閲覧等を許可することに支障があるものは電子化しないことができるものとするかどうかなど）についても併せて検討をする必要があるように思われる。

2 電子化された事件記録の閲覧方法（注）について

民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱では、電磁的訴訟記録の閲覧等に関し、最高裁判所規則において、①何人も、裁判所設置端末を用いた閲覧を請求することができ、②当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができ、③当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができるという内容の規律を設けるものとする事とされている。

家事事件においても、当事者及び利害関係を疎明した第三者の閲覧等の方法について、上記②と同様、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができることとすることが考えられる。

他方で、上記③のいつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧等を行うことができることとする事については、裁判所の許可を要することとの関係を検討する必要がある。当事者等は、裁判所外端末を用いた閲覧等をしようとするごとに、閲覧等請求をし、その請求ごとに、裁判所が許否を判断するとすると、いつでも閲覧等を行うことができることにはならず、当事者等において享受することができる記録の電子化のメリットが限定的になってしまうし、円滑な審理運営を実現する観点からも、前記のとおり、許可の在り方につき、これまでと同様に考えるべきかどうか（例えば、事前に許可を与えることができるかどうか）、記録の電子化と閲覧等に裁判所の許可を要することとの関係につきどのように整理するのかについても併せて検討をする必要があるように思われる。

7 送達等

（前注）家事事件の手続では、送付や相当な方法による告知、通知がされることがあるが、送達はここでいう送付や相当な方法による告知、通知の方法の一つである（送達があれば、送付や相当な方法による告知、通知がされたものと評価される）ことを前提としている。

(1) 電磁的記録の送達

電磁的記録の送達について、民事訴訟手続と同様の規律とすることについて、どのように考えるか。

(2) 公示送達

公示送達について、民事訴訟手続と同様の規律とすることについて、どのように考えるか。

(注) 家事事件における公告について、現在の方法(裁判所の掲示場等への掲示・官報)に加えて、裁判所のウェブサイトに掲載する方法といったインターネットを利用する方法をとらなければならないこととすることについて、どのように考えるか。

(説明)

1 電磁的記録の送達(本文(1))

民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する要綱では、送達の対象が電磁的記録である場合には、①その記録に記録されている事項を出力することにより作成した書面を送達することに加え、②受送達者がシステム送達を受ける旨の届出(メールアドレス等の連絡先の届出を含む。)をした場合には、裁判所書記官が、送達すべき電磁的記録を受送達者において閲覧及び保存(ダウンロード)を可能とする措置をした上で、その連絡先に宛ててその旨を通知する方法により送達を可能とするものとしている。

上記②の方法による送達の効力は、受送達者において、イ)当該電磁的記録を閲覧した時、ロ)保存(ダウンロード)した時、又は、ハ)通知から一定の期間を経過した時に生じる。

家事事件の手続においても、基本的には、上記の仕組みと同様とすることが考えられる。

2 公示送達(本文(2))

公示送達については、インターネットを利用した方法によることとしている民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する要綱と同様の規律とすることが考えられる。

3 公告((注))

家事事件手続では、失踪の宣告の事件や、相続人の不存在の事件などにおいて、公告がされるが(家事法第148条第3項及び民法第952条等)、家事事件における公告は、裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示し、かつ、官報に掲載する方法によってすることとされている(家事規則第4条第1項)。

家事事件の公告についても、現行法の方法に加えて、裁判所のウェブサイトに掲載する方法といったインターネットを利用する方法をとることとすることが考えられる。

8 その他

(注) 書証、証人尋問及びその他の証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律とすることについて、どのように考えるか。

(説明)

書証、証人尋問及びその他の証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律とすることが考えられる(注)。民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する要綱では、例えば、電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べにおいては、その記録を裁判所のファイルにアップロードする方法をとることを認めているが、家事事件の手続においても、記録を電子化し、ファイルを整備するのであれば、この方法をとることも可能となる。

第3 子の返還申立事件の手続(ハーグ条約実施法)

子の返還申立事件の手続(ハーグ条約実施法)について、第2の家事事件に関する検討を踏まえて、これと同様にIT化することについて、どのように考えるか。

(説明)

子の返還申立事件の審理等については、ハーグ条約実施法に規律が置かれており、その手続のIT化については、家事事件のIT化に関する検討(前記第2)が基本的に妥当するものと考えられ、これを踏まえて検討することが考えられる。